

## 基準価額・純資産総額の推移



## ファンド概況

基準価額	16,141 円 (1万口当たり)
純資産総額	12.35 億円

設定日	2020年10月9日
決算日	毎年10月25日 (休業日の場合は翌営業日)
信託期間	原則、無期限

## 分配金実績（1万口当たり、税引前）

決算期	決算日	分配金
第1期	2021/10/25	0 円
第2期	2022/10/25	0 円
第3期	2023/10/25	0 円
第4期	2024/10/25	0 円
第5期		
設定来累計		0 円

## 期間別騰落率 (%)

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	8.05	-0.24	-1.30	7.19	39.72	61.41

- ※ 上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。
- ※ 基準価額および期間別騰落率は信託報酬（詳細は、後述の「ファンドの費用」をご参照ください。）控除後のものです。換金時の税金等は考慮していません。分配金実績がある場合は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。
- ※ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配を行わないこともあります。
- ※ 設定来の騰落率は当初設定額10,000円を起点として算出しています。

## 組入れ銘柄 (%)

	銘柄名	比率
1	S&P500 E-MINI 先物(買建)	79.3
2	VANGUARD FTSE DEVELOPED MARKETS ETF	36.2
3	VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	14.1
4	SPDR BLOOMBERG HIGH YIELD BOND ETF	3.1

- ※ 上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を保証するものではありません。
- ※ 比率は純資産総額比です。表示桁未満の数値は四捨五入しています。
- ※ 先物取引にかかる証拠金は「短期金融資産等」に含まれます。
- ※ 追加設定の計上タイミングと主要投資対象の購入処理のタイミングがずれること等の理由により、「短期金融資産等」の比率が一時的にマイナスになる場合があります。
- ※ ポートフォリオの内容は市場の動向等を勘案して随時変更されます。

## 資産構成 (%)

投資信託受益証券(a)	53.5
短期金融資産等	46.5
株式先物(b)	79.3
実質資産組入比率(a)+(b)	132.8

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

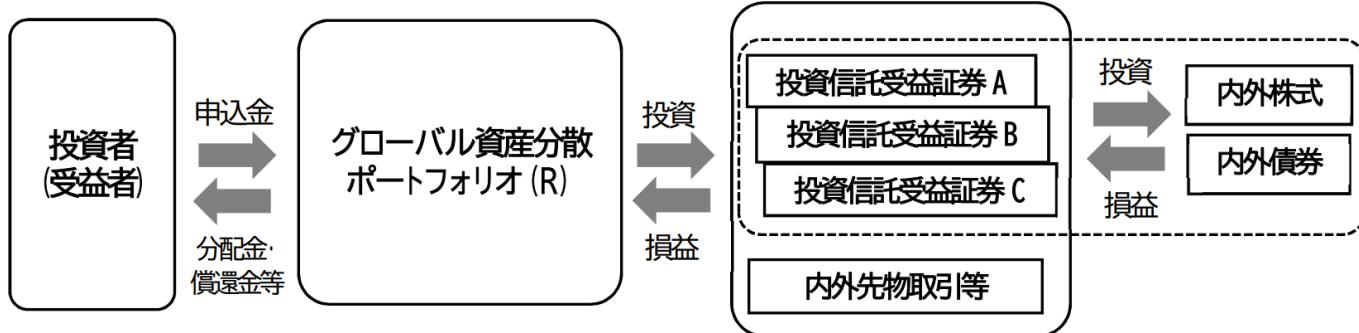
## ファンドの特色

1. 日本を含む世界の株式、債券、その他のリスク性資産に分散投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
2. 主として国内外の上場投資信託受益証券（ETF）への投資、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引および商品先物取引等を通じて、実質的に日本を含む世界の株式、債券、その他のリスク性資産に分散投資します。
  - 先物取引をヘッジ目的に限定せず積極的に活用し、投資信託受益証券への投資と合わせて実質的にファンドの信託財産の純資産総額の最大1.6倍相当額の投資を行うことがあります。
3. 国内外の上場投資信託受益証券（ETF）への投資を通じて実質的に保有する外貨建資産の一部については、為替ヘッジ比率をコントロールし、対円での為替ヘッジを行う場合があります。
  - 対円での為替ヘッジにより、実質的に保有する外貨建資産の一部については、為替変動による影響（為替変動リスク）は低減されますが、その影響を完全に排除できるものではありません。また、ヘッジ対象通貨と日本円の短期金利の差により為替ヘッジコストが生じる場合があります。

※ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託受益証券への投資および内外先物取引等により運用を行います。



- 当ファンドは、投資者と株式会社sustenキャピタル・マネジメントが締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。
- 当ファンドの取得には、株式会社sustenキャピタル・マネジメントと投資一任契約に基づいて資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

## 投資リスク

## ◆ 基準価額の変動要因

当ファンドは、主に価格変動のある有価証券等（外貨建資産の場合は為替変動も含まれます。）に投資するともに、国内外の先物取引等を行いますので、以下に掲げる要因等により基準価額が変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

以下は当ファンドの主なリスクおよび留意点であり、これらに限定されるものではありませんのでご注意ください。

株価変動リスク	当ファンドは、投資信託受益証券への投資を通じて、実質的には国内外の株式に投資するため、株式投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動や業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢や景気見通し、金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、実質的に投資する株式の価格が下落した場合、保有する投資信託受益証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	当ファンドは、投資信託受益証券への投資を通じて、実質的には国内外の公社債等に投資するため、金利変動リスクを伴います。一般に、公社債等の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。したがって、金利が上昇した場合、保有する投資信託受益証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	当ファンドは、投資信託受益証券への投資を通じて、実質的には国内外の株式や公社債等に投資するため、信用リスクを伴います。株価は、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により変動し、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。また公社債等の価格は、公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって変動し、特に発行体が財政難や経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。したがって、このような状態が生じた場合には、保有する投資信託受益証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	当ファンドは、保有する外貨建資産の一部について、対円で為替ヘッジを行う場合がありますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、基準価額は為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分が収益の低下要因となります。
流動性リスク	当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要性が生じた場合や、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあります。これにより、基準価額にマイナスに影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
カントリーリスク	当ファンドは、投資信託受益証券を通じて実質的には国内外の株式および債券を投資対象とします。実質的な投資対象国の政治や経済情勢等の変化により金融市场・証券市場が混乱して、投資した資金の回収が困難になることや投資した投資信託受益証券の価格が大きく変動する可能性があり、基準価額が下落する要因となります。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

## 投資リスク

商品市況の変動リスク	当ファンドは、商品先物を投資対象とするため、商品先物取引に係る商品市況の変動リスクを伴います。商品先物の取引価格は、様々な要因（商品の需給関係の変化、天候、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります。）。したがって、商品先物市場の価格が変動した場合には、基準価額が下落する要因となります。
先物取引利用に伴うリスク	当ファンドは、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引および商品先物取引等を利用するため、価格変動リスクを伴います。先物取引の価格は、対象指数や対象有価証券等の値動き、先物取引市場の需給等を反映して変動します。先物取引を買建てている場合において、価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建てている場合は逆の結果となります。）。先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となります。

## ◆ 収益分配金に関する留意点

- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額（取得元本）によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。また、購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## ◆ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

## ファンドの費用

## ◆ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

## ◆ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、ファンドの日々の純資産総額に年率0.022%（税抜0.02%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。		
	支払先	信託報酬率	役務の内容
	委託会社 ※	—	ファンドの運用、基準価額の計算、目論見書作成等
	販売会社 ※	—	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理、購入後の情報提供等
	受託会社	年率0.022% (税抜0.02%)	信託財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等
※ 委託会社は当ファンドの販売会社としての役割を兼ねています。なお、委託会社および販売会社は、当ファンドから信託報酬を收受しません。			
投資対象とする 投資信託受益証券 の運用管理費用	投資対象とする投資信託受益証券の純資産総額に対して年率0.04536%程度 ※ 投資対象とする投資信託受益証券の想定配分に基づく加重平均の経費率です。		
実質的な負担	当ファンドの純資産額に対して年率0.06736%程度（税抜0.06536%程度） ※ 当ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託受益証券の運用管理費用を合わせた実質的な信託報酬率です。 ※ 当ファンドは、投資信託受益証券の配分比率を変動することや異なる総経費率の投資信託受益証券を投資対象に追加するがありますので、実質的な信託報酬率は変動することがあります。そのため、概算値で表示しています。		
その他の費用・ 手数料	組入有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および借入金の利息等がありますが、運用状況等により変動するため、事前に料率や上限額等を表示することができません。		

※ 上記の費用合計額、その上限額および計算方法は、運用状況や投資者の保有期間等により異なるため、事前に表示することができません。

※ 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

## 本資料のご利用にあたってのご留意事項等

- 本資料は情報提供を目的として株式会社sustenキャピタル・マネジメントが作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 本資料記載の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料記載の内容は将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。また、税金等を考慮しておりませんので、実質的な運用成果を示すものではありません。
- 本資料記載の内容は可能な限り正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。
- 本資料に記載されている個別の銘柄・企業については、当該個別銘柄の売却、購入または継続保有の推奨を目的とするものではありません。本資料において言及された証券について、将来の投資判断が必ずしも利益をもたらすとは限らず、また言及された証券のパフォーマンスと同様の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- 投資信託は価格変動のある有価証券等（外貨建資産の場合は為替変動も含まれます。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。投資信託の運用による損益はすべてお客様に帰属します。
- 投資信託は金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。運用状況により、分配金が支払われないこともあります。
- 投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ご契約にあたっては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」を必ずご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。

## 委託会社、その他関係法人

## ◆ 委託会社（販売会社としての役割を兼ねています。）

## 株式会社sustenキャピタル・マネジメント

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3201号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

電話番号：03-6810-7856

営業時間：午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）

<https://susten.jp/>

## ◆ 受託会社

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）